

佐賀県パートナーシップ
宣誓の手引き

佐賀県

令和3年（2021年）8月



目次

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ
2. 宣誓することができる方
3. 宣誓に必要な書類
4. 宣誓手続きの流れ
5. 宣誓後について
6. よくある質問（Q & A）

県は「さがらしい、やさしさのカタチ “さがすたいる”」を推進中

さがすたいるとは

みんなが自然体で心地よく暮らす 人にやさしいまちのスタイル



佐賀県は、県民一人ひとりが、お互いの個性を理解して、お互いが気持ちいい形で
お互いに認め合えるような、佐賀らしい “やさしさ”を大切にしています。

1. パートナーシップ宣誓をお考えの方へ

佐賀県では、県民一人ひとりが、多様な特性や個性を理解し、お互いに認め合える佐賀らしいやさしさが自然とあふれる佐賀県を目指す「さがすたいる」に取り組んでおり、現行法制度の中で、様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に、「さがすたいる」の取組みのひとつとして、「パートナーシップ宣誓制度」をはじめることとしました。

パートナーシップ宣誓制度とは、同性のカップルなど性的マイノリティの方々が、お互いをかけがえのないパートナーであることを約束するパートナーシップ宣誓を行い、佐賀県が、お二人の関係性を証明する「パートナーシップ宣誓書受領証（以下「受領証」という。）を交付する制度です。

法律上の婚姻とは異なり、法的な権利及び義務は発生するものではないため、相続や税の控除などの法律上の効果はありませんが、お二人の意思を尊重するとともに、社会の中で自分らしく暮らしていただくことを佐賀県が応援するものです。



パートナーシップとは

お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。



性的マイノリティとは

「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」であるものをいう。

2. 宣誓をすることができる方

パートナーシップ宣誓をするには、以下の項目をすべて満たす必要があります。

(1) 成年に達していること。

満20歳以上の方

(民法の改正により、2022年(令和4年)4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です。)

(2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。

- ・お二人とも県内に住所を有している場合
 - ・お二人のうちお一人が県内に住所を有している場合、
 - ・お二人の双方又はいずれか一方が3か月以内に県内に転入予定である場合(P4参照)
- に宣誓することができます。

(3) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。

既に宣誓者以外の方とパートナーシップ宣誓を行っている方は宣誓できません。

(4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

- ・直系血族または三親等内の傍系血族の間(民法734条)
→祖父母、父母、子、孫、兄弟姉妹、伯父伯母、叔父叔母、甥姪 等
- ・直系姻族の間(民法735条)
→配偶者の父母・祖父母・子・孫、子の配偶者 等

3. 宣誓に必要な書類

宣誓には次のものが必要になります。

(1) 佐賀県パートナーシップ宣誓書(様式第1号)

宣誓日当日、県が用意した宣誓書に、担当職員の面前でご記入いただきます。

(2) 世帯全員の住民票の写し(住民票記載事項証明書)※3か月以内に発行されたもの

- ・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの。

・お一人1通ずつの提出をお願いします。ただし、お二人が同一世帯になっている場合は、お二人の情報が記載されたものを1通で構いません。

・3か月以内に転入予定の場合は、現在お住まいの市区町村発行の転出証明書等を提出してください。

(3) 現に婚姻をしていないことを証する書類（独身証明書、戸籍抄本等） ※3か月以内に発行されたもの

・お一人1通ずつの提出をお願いします。

・外国籍の方の場合は、本国の大使館等公的機関が発行する「独身証明書」等、海外で同性婚を成立させた場合は「婚姻証明書」などの配偶者がいないことを確認できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

(4) 本人確認書類（運転免許証、個人番号カード、パスポート等）

「氏名及び住所」又は「氏名及び生年月日」が確認できるものであることが前提です。（有効期限があるものについては、有効期限内のものに限ります）

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<input type="checkbox"/> 個人番号カード（マイナンバーカード） <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真付き） （住所地の市町村で発行） <input type="checkbox"/> 国・地方公共団体の機関が発行した身分証明書（顔写真付き）	<input type="checkbox"/> 住民基本台帳カード（顔写真なし） <input type="checkbox"/> 国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 共済組合員証 <input type="checkbox"/> 国民年金手帳

(5) 通称名の使用を希望される場合は、日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類

・顔写真付きの社員証や学生証、法人が発行した身分証明書、住所が記載された郵便物等

※通称を使用した場合、受領証の裏面に氏名を記載します。



お二人のうちいずれか一方の方が佐賀県にお住まいの場合

県内にお住まいでないパートナーの方も宣誓をされる時には、現在お住まいの市区町村の世帯全員の住民票の写し（住民票記載事項証明書）をご準備ください。



お二人で佐賀県への転入を予定されている場合

現在お住まいの市区町村発行の転出証明書等を宣誓時にはご持参ください。受付後は、転入予定者受付票（様式第3号）を交付します。受領書の受け取り時には、転入予定者受付票及び世帯全員の住民票の写しをご持参ください。

3. 宣誓手続きの流れ

1. 宣誓日の事前予約

・宣誓を希望される日の1週間前までに、電話もしくはメールにて宣誓日時の予約をしてください。予約は、宣誓希望日の3か月前から受け付けます。

(メールでのご予約の場合は、メール本文に①から をご記入ください。)

- ① 宣誓希望日・時間(第3希望まで)
- ② 宣誓されるお二人の氏名とふりがな(通称名の場合は、戸籍上の氏名も併せてご記入ください)
- ③ 代表者の日中の連絡先の電話番号

【予約先】

佐賀県県民環境部人権・同和対策課(旧館1階) 佐賀市城内1丁目1-59

電話 0952-25-7063

メールアドレス jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

日時 月~金 8:30~17:00(祝休日・年末年始除く)

※宣誓日、宣誓書の写し等の交付日時は、ご希望に沿えない場合があります。



2. パートナーシップ宣誓

- ・予約した日時に、必要書類(P3参照)をお持ちのうえ、お二人そろってお越しください。
- ・県の職員の前でパートナーシップ宣誓を行っていただき、「パートナーシップ宣誓書」(県が用意します)に自署し、ご提出いただきます。
- ・必要書類をご持参ください(必要書類はP3参照)
- ・代筆を希望される方は「6. よくある質問」を確認ください。

内容確認

- ・申請書類について、要件を満たしているかを確認します。




3. 宣誓書受領証の交付

- ・要件を満たしている場合は、宣誓書写し(受領印を押印したもの)及び受領証を交付します。
- ・書類の不備等がなければ、原則即日交付します。
※受領証等の交付にはお時間がかかりますので、予めご了承ください。
- ・事情により郵送による交付を希望される場合は、ご相談ください。簡易書留にて郵送いたします。

※受領証の提示先から佐賀県が証明していることへの確認が求められた際は、回答する場合があります。

《佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証》

表面

 佐賀県

第 _____ 号

パートナーシップ宣誓書受領証

佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、かけがえのないパートナーであることをお二人が宣誓されたことを証します。

_____ 様 _____ 様

年 月 日


佐賀県知事 ○○ ○○ 公印

裏面

氏名（いずれか又は双方が通称を使用している場合）

特記事項
緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】
※急病や怪我等で万が一の場合、パートナーへ連絡してください。（氏名と連絡先）

【問い合わせ先】
佐賀県パートナーシップ宣誓制度応援チーム
〒840-8570 佐賀市城内 1-1-59
☎ (0952) 25-7063
メールアドレス：jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp

制度概要はこちら




通称名の使用について

性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）など知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができます。その場合、宣誓書及び受領証の表面に通称名を記載し、裏面に戸籍上の紙面を記載します。

5. 宣誓後について

(1) 受領証等の交付

お二人がパートナーシップ宣誓をされたことを証する書類として次のものを交付します。

- ・佐賀県パートナーシップ宣誓書の写し（副本）※佐賀県の受領印を押印したもの 各1部
- ・佐賀県パートナーシップ宣誓書受領証 各1部

(2) 受領証等の再交付

紛失、毀損などにより、宣誓書の写し又は受領証の再交付を希望する場合は、

「パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）」を提出してください。

※毀損・汚損の場合は、すでに発行している受領証等と引き換えとなりますので、忘れずにお持ちください。

本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。

※宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。

(3) 受領証等の返還

次のいずれかに該当する場合には、「パートナーシップ宣誓書受領証等返還届（様式第5号）を提出し、宣誓書の写し及び受領証を返還してください。

※本人確認書類（運転免許証など）も必要になります。

- ・パートナーシップ関係が解消されたとき。
- ・双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）
- ・宣誓者の一方が死亡したとき。
- ・要綱第10条の規定により、宣誓が無効となったとき。

※上記（3）における宣誓者の一方が死亡したときの申し出の場合、宣誓書の返還は行っていただきますが、受領証の返還を希望されない場合は、パンチング処理を行ったうえで、お渡しすることも可能です。事前に電話連絡等によりご相談ください。

※宣誓時と同様に、事前のご予約をお願いします。

6. よくある質問（Q & A）



婚姻制度との違いについて

Q1：結婚制度と佐賀県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。一方、佐賀県パートナーシップ宣誓制度は、佐賀県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。



宣誓者の要件について

Q2：宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

一方又は双方が性的マイノリティであるパートナーであれば、同性・異性を問わず、宣誓していただくことができます。

Q3：宣誓をすることができるのは、同居している必要はありますか？

必ずしも同居している必要はありません。

ただし、お互いを人生のパートナーとして、相互に協力しあいながら、継続的な共同生活を行っていく関係である必要があります。

Q4：なぜ転入予定でも宣誓できるのですか。

佐賀県内へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。



宣誓等の手続きについて

Q5：佐賀県パートナーシップ宣誓制度の利用に費用はかかりますか。

制度の利用や佐賀県パートナーシップ宣誓書の写し等の交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等は自己負担となります。

Q6：郵送で手続きができますか？または代理申請ができますか？

郵送や代理での申請はできません。職員の面前でご本人が宣誓する必要がありますので、必ずお二人でお越しください（ただし、ご自分で記載が難しい場合は代筆が可能です）。

ただし、病気等のご事情により、お二人でお越しいただくことが難しい場合は、ご相談ください。

Q7：プライバシーは守られますか。

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。なお、宣誓の際に本人確認を行うために身分証明書の掲示を求めますが、県職員にはプライバシーについて守秘義務が課されています。

なお、受領証の提示先から佐賀県が証明していることへの確認が求められた際は、回答する場合があります。

Q8：土日など、休みの日に宣誓することはできますか。

宣誓は、月～金の午前8時30分～午後17時の間で受け付けます。

Q9：通称名は使用できますか。

性別に違和感があるなど、知事が認める場合は、通称名を使用することができます。通称名の使用を希望される場合は、日常生活においてその通称名を使用していることが確認できる書類（社員証や郵便物等）をご提示していただく必要があります。通称を使用した場合には交付する受領証の裏面の特記事項に戸籍上の氏名を記載します。



受領証等について

Q10：受領証はすぐもらえますか。

添付書類が全て揃っており、宣誓が適当と認められる場合は、即日交付が可能です。ただし、作成に一定の時間がかかりお待ちいただくこととなりますので、時間に余裕をもってお越しください。

Q11：受領証には有効期限はありますか。

有効期限はありません。

ただし、受領証等を交付し、一定期間が経過した時点で、お二人のパートナーシップの状況等についてお伺いする書面をお送りする場合がございますので、書面の送付があった際は、ご回答をお願いします。

なお、宣誓書の保存期間は10年間となります。

Q12：受領証にはどのような使い道がありますか。

県営住宅の入居の申し込みや佐賀県医療センター好生館においてICUでの面会等の際に利用できます。今後、受領証を提示することで利用できるサービスを増やしてまいります（県庁HPに情報を随時更新してまいります）。

Q13：佐賀県外に転出するときはどうしたらいいですか。

一方のみ県内在住の方又は双方が県外へ転出するときは、宣誓書等返還届を提出してください。ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。

Q14：なりすましや偽造等の悪用をされませんか。

県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、戸籍謄本の提出と、本人確認を行うため運転免許証等の掲示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。なお、パートナーシップ宣誓書の写し等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、宣誓書の写し等を返還していただきます。



参考 佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、県民一人ひとりが、多様な特性や個性を理解し、お互いに認め合える佐賀らしいやさしさが自然とあふれる佐賀県を目指す「さがすたいる」の考えに基づき、現行法制度の中で様々な性的指向や性自認の人たちの生活上の障壁をなくすことを目的に行う、佐賀県パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係をいう。
- (2) 宣誓 知事に対し、パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを宣誓することをいう。

（パートナーシップ宣誓の証明等）

第3条 宣誓をしようとする者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有しているか又は県内への転入を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナーと直系血族若しくは三親等内の傍系血族又は直系姻族でないこと。

（パートナーシップ宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、知事が指定する場所において、県職員の面前においてパートナーシップ宣誓書（様式第1号）（以下「宣誓書」という。）を自ら記入し、次に掲げる書類を添付して、これを知事に提出するものとする。

- (1) 世帯全員の住民票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

2 一方又は双方が宣誓書に自書することができないときは、宣誓をしようとする者及び県職員の立会いの下で、代筆させることができるものとする。

3 宣誓をしようとする者には、宣誓書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) その他官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの。

(5) その他前各号に準ずるものとして知事が相当と認める書類

(通称の使用)

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）など知事が特に理由があると認める場合には、宣誓書において、戸籍上の氏名に代えて、通称（社会生活上日常的に使用している氏名）を使用することができる。

ただし、宣誓書及び宣誓書受領証の裏面部分についてはこの限りでない。

(県内の転入の届出)

第6条 第3条第1項2号に該当する者は、第4条第1項の書類を提出した日から3か月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

(パートナーシップ宣誓の証明の方法)

第7条 宣誓の証明は、当該宣誓をした者双方に対し、パートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号）（以下「受領証」という。）を交付して行う。

2 宣誓をした者双方には、受領証のほか、受領印を押印した宣誓書の写しを交付する。

ただし、第3条第1項第2号に該当する者においては、転入予定者受付票（様式第3号。以下「受付票」という。）を交付し、前条の提出があったときに、宣誓書の写しを添付のうえ、受領証を交付するものとする。

(受領証等の再交付)

第8条 前条の規定により宣誓書の写し又は受領証（以下「宣誓書の写し等」という。）の交付を受けた者（以下「宣誓者」という。）が、宣誓書の写し等の紛失、毀損等の事情により再交付を希望するときは、宣誓書の写し等を再交付する。

2 再交付を受けようとする者は、パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

3 前項の申請については、第4条第3項の規定を準用する。

(受領証の返還)

第9条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ宣誓書受領証返還届（様式第5号）に宣誓書の写し等を添付して、これを知事に提出しなければならない。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなったとき（一時的な場合を除く。）
- (3) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (4) 次条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 前項の届出については、第4条第3項の規定を準用する。

（無効となる宣誓）

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。

- (1) 宣誓書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し等を不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと認めるとき。

（事前調整）

第11条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ宣誓をする日時等について県と調整するものとする。

（宣誓書の保存）

第12条 知事は、宣誓書を10年間保存するものとする。

（個人情報の適正な取扱い）

第13条 知事は、この要綱に基づく事務を行う際に収集した個人情報を、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）等に基づいて、適正に管理及び保管するものとする。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、パートナーシップ宣誓の取扱いに関し必要な事項は、人権・同和対策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年9月7日から施行する。

【様式第1号：パートナーシップ宣誓書】（表面）

(様式第1号：第4条関係)

(表面)

パートナーシップ宣誓書

私たち、_____と_____は、
佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、お互いがかかけがえのないパートナーであることを宣誓します。

宣誓日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

(宣誓者)		(宣誓者)
フリガナ		
氏名又は通称名		
住所		

(代筆者)		(代筆者)
フリガナ		
氏名		
住所		

※ 宣誓書の調は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等をご記入ください。なお、この宣誓は、婚姻とは異なり法律上の効果が主じるものではありません。

※ お預かりした個人情報は、その目的を達成するためのみ使用し、御本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。
(詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシーを御覧ください)
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00319144/index.html>

	受付
--	----

以下は、関係係での記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・印章・免許証・その他 ()	連絡先
氏名 ()	個人番号カード・印章・免許証・その他 ()	連絡先

【様式第1号：パートナーシップ宣誓書】（裏面）

（様式第1号）

（表面）

パートナーシップの宣誓にあたっての確認

私たちは佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づくパートナーシップの宣誓をするにあたって、下記の確認事項欄記載の内容が事実と相違ないこと及び同制度要綱の規定を守ることを確認します。

また、現況確認のため、住民票、戸籍に記載されている事項について、本制度の所管部署が確認することに同意します。受領証の提示先から佐賀県が証明していることへの確認が求められた際は、回答することに同意します。

記入日 年 月 日

氏名

氏名

(通称)

(通称)

(電話番号)

(電話番号)

要綱の規定	確認事項	
	項目	回答 (該当するものに□に「し」を付けてください。)
(関係性) 第2条第1項	お互いをかけがえのないパートナーであることを約束した一方又は双方が、「性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識）が出生時に届けられた性と異なる者」である二人の者の関係。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(年齢要件) 第3条第1号	宣誓する当日において、成年に達していること。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(居住要件) 第3条第2号	下記のいずれかに該当すること。	
	①いずれか一方が県内に住所を有している。	<input type="checkbox"/> ①に該当します 該当者：
	②県内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/> ②に該当します 該当者： (転入予定日 年 月 日)
(住所要件) 第3条第3号	配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上の婚姻関係と同様の事情にある者をふくむ。）がなく、宣誓に係る相手方以外の者とパートナーシップにないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません
(近親者でない) 第3条第4号	宣誓に係るパートナーと直系血縁若しくは三親等内の傍系血縁又は庶系血縁でないこと。	<input type="checkbox"/> 左記に該当します <input type="checkbox"/> 左記に該当しません

【様式第2号：パートナーシップ宣誓書受領証】

(様式第2号：第7条関係)

(表面)

佐賀県

契 号

パートナーシップ宣誓書受領証

佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、かけがえのないパートナーであることを二人が宣誓されたことを証します。

年 月 日

佐賀県知事

(裏面)

氏名 (いづれか又は双方が通称を使用している場合)

居住事項

緊急連絡先【この欄の記載は自由です。】

本県府や佐賀等で方がーの場合、パートナーへ連絡してください。(氏名と連絡先)

【問い合わせ先】

佐賀県人権・同和対策課

〒840-8570 佐賀市城内1-1-20

☎ (0952) 25-7063

〒471 佐賀県佐賀市佐賀町2-1-1 <http://www.saitama.go.jp>

備考

- 1 寸法は、縦 57 ミリメートル、横 82 ミリメートルとする。
- 2 特記事項欄には、再交付をした場合の交付年月日を記載する。

【様式第3号：転入予定者受付票】

(様式第3号：第7条関係)

転入予定者受付票

以下のとおり、佐賀県パートナーシップ宣誓制度に基づき、パートナーシップ宣誓書を受け付けました。

受付年月日	年 月 日
提出者氏名	氏名 (通称名) 氏名 (通称名)
連絡先	

本票に佐賀県内へ転入したことを証明する住民票の写しを添えて、下記期限までに提出してください。

※期限は、状況に応じて延長が認められることがあります。

提出期限： 年 月 日

受付

お問い合わせ先
佐賀県民環境部人権・同和対策課
電話番号：0952-25-7063

【様式第4号：パートナーシップ宣誓書受領証再交付申請書】

(様式第4号：第8条関係)

パートナーシップ宣誓書受領証等再交付申請書

年 月 日付で交付されました、

の再交付を受けたいので、佐賀県パートナーシップ宣誓制度実施要綱第8条の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をつけてください。）

(1) 紛失

(2) 毀損

(3) その他（ ）

年 月 日

(申請者)	(申請者)
フリガナ	
氏名又は通称名	
住所	

(代筆者)	(代筆者)
フリガナ	
氏名	
住所	

※ 宣誓書の欄は自署してください。やむを得ない場合は代筆が可能ですが、代筆者の氏名等をご記入ください。

※ お預かりした個人情報、その目的を達成するためにおのみ使用し、御本人の承諾の承諾なしに第三者に提供することはありません。
 (詳しくは、佐賀県ホームページのプライバシーポリシーを御覧ください)
<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00318144/index.html>

	受付
--	----

以下は、票関係での記入欄です。

氏名 ()	個人番号カード・証券・免許証・その他 ()	連絡先
氏名 ()	個人番号カード・証券・免許証・その他 ()	連絡先

【様式第5号：パートナーシップ宣誓書受領証返還届】（裏面）

（様式第5号：第9条関係）

パートナーシップ宣誓書受領証等返還届

佐賀県パートナーシップの宣誓の証明に関する要綱第9条の規定により、
 パートナーシップ宣誓書の写し及びパートナーシップ宣誓書受領証）を

返還します。
 紛失等で返還できませんが、次のとおり届け出ます。

返還の理由（いずれかに□をつけてください）

- (1) 当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消
- (2) 双方が県内に住所を有しなくなった
- (3) 当事者の死亡
- (4) 要綱第10条の規定により、宣誓が無効となった

_____年 ____月 ____日


フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏名及び通称名		
住 所		

フリガナ	フリガナ	フリガナ
氏 名		
住 所		

交付

以下は、票関係での記入欄です。

氏名（	）	個人番号カード・印章・免許証・その他（	）	連絡先
氏名（	）	個人番号カード・印章・免許証・その他（	）	連絡先



パートナーシップ宣誓制度利用手続きについて
2021年（令和3年）8月27日（第1版）
佐賀県県民環境部人権・同和対策課
〒840-000 佐賀県佐賀市城内1丁目1-59
電話 0952-25-7063 FAX0952-25-7332
メール：jinken-douwataisaku@pref.saga.lg.jp